

令和5年度第3回PFI検討会(メール審議)了承事項

以下のとおり、「国立大学法人等施設整備に関する検討会について(平成13年8月22日文教施設部長決定)」4(3)に基づき、PFI検討会における検討の結果について、国立大学法人等施設整備に関する検討会に報告する。

## 令和7年度概算要求以降に向けた課題

- (1) 国立大学法人等施設整備費補助金の予算には限りがある中で、より国の政策目標の実現に高い効果が期待される事業を優先的に選定する必要がある。
- (2) 令和5年度第2回PFI検討会における委員からの指摘事項を踏まえ、各評価項目の説明を明確化・具体化することで、より精緻な評価が行える環境を整備する必要がある。

## 令和7年度概算要求以降の評価方法の見直し案

- (1-1)「PPP/PFI推進アクションプラン(令和5年改定版)」(令和5年6月2日民間資金等活用事業推進会議決定)を踏まえ、国立大学法人等における公共施設等運営(コンセッション)方式の導入を推進するため、コンセッション方式を実施しようとする場合、配点が大きい「財政面の創意工夫等【15点満点】」と「サービスの質の向上【15点満点】」と同じく重要性が高いことから、項目別の評価による最大100点に加え、更に加点する。【P ※評価方法は、以下の案を参考に次回のPFI検討会で再度審議する】
  - ① 「(2) 財政面の創意工夫等」と「(3) 2) ② PFI事業を実施することによるサービスの質の向上」の両方において、○が3つ以上【15点】
  - ② 「(2) 財政面の創意工夫等」と「(3) 2) ② PFI事業を実施することによるサービスの質の向上」のいずれかにおいて、○が3つ以上【10点】
  - ③ 上記以外【5点】
- (1-2)「第5次国立大学法人等施設整備5か年計画」(令和3年3月31日文科科学大臣決定)を踏まえ、「イノベーション・commons(共創拠点)の更なる展開に向けた取組等」を新たな評価項目として追加。
- (1-3)「財政面の創意工夫等」と「PFI事業を実施することによるサービスの質の向上」の配点を細分化する。
- (1-4) 仮に評価点と同じ事業がある場合には、PFI検討会において順位付けを行い、順位の高い事業から予算の範囲内で選定する。  
 ※ 国立大学法人等施設整備に関する検討会でS評価を受けたにも関わらず、予算の都合によりPFI事業として選定されなかった事業については、翌年度の概算要求において、更新した資料を再度提出させるとともに、翌年度の新規要求も含めて公平に評価及び順位付けを行うこととする。なお、翌年度に概算要求する場合、例えば、再度VFMを算出する必要があるが、簡易VFMによる算出でも良いものとするなど、国立大学法人等の負担軽減策を今後検討する。
- (2-1)「PFI事業の概要」資料(以下、「概要資料」という。)と評価項目別の評価(案)資料におけるポイント欄の齟齬を無くすため、ポイント欄を無くし、概要資料に評価基準項目を記載する欄を設ける。  
 ※ PFI事業の評価については、「PFI事業の概要(事業スキーム説明書、事業スケジュール、評価基準項目を含む)」、「キャッシュフローの計算書」、「VFMの計算書」の資料を用いて評価する(キャッシュフローやVFMを含めた導入可能性調査を実施している場合は、導入可能性調査結果を用いて評価する)。
- (2-2) 概要資料の記載項目を更新する。

## 今後のスケジュール

- ・令和5年12月中旬(予定) 令和7年度概算要求以降の評価方法の見直しについて、事務連絡で各国立大学法人等に周知
- ・令和6年1月頃(予定) 国立大学法人等施設整備に関する説明会で各国立大学法人等に説明